

資料 2

論点等説明シート



## 論点等説明シート

事業名	救急患者の受入体制の充実					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	17	820	376	373	
	執行額	4	64	145		
	執行率	24%	8%	39%		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

## ①メディカルコントロール体制強化事業

救急医療体制の強化のため、地域の消防機関等に設置しているメディカルコントロール協議会に専任の医師を配置するために必要な経費(人件費)等について財政支援を行う。

【創設年度】平成26年度

【補助先】都道府県

【補助率】1/2(国1/2、都道府県1/2)

## ②搬送困難事例受入医療機関支援事業(①の事業を実施している地域で行う)

長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても受け入れる医療機関に対して財政支援を行う。

【創設年度】平成26年度

【補助先】都道府県(間接補助先:医療機関)

【補助率】1/3(国1/3、都道府県1/3、医療機関1/3)

## ③救急患者受入実態調査委託費

消防法第35条の5の規定に基づき、各都道府県において策定された「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」の実際の運用状況について調査を行う。

【創設年度】平成22年度

【委託先】都道府県

## (論点)

○メディカルコントロール体制強化事業及び搬送困難事例受入医療機関支援事業について、都道府県の実態やニーズに合っているか検証すべきではないか。

## (参考)執行実績

## ①メディカルコントロール体制強化事業

平成26年度:5県、平成27年度:7県

## ②搬送困難事例受入医療機関支援事業

平成26年度:6病院、平成27年度:6病院

○メディカルコントロール協議会に対する補助のあり方を検証すべきではないか。

## (参考)メディカルコントロール協議会

消防法第35条の8の規程に基づき都道府県が設置するもの。主な役割は、“傷病者の搬送”及び“傷病者の受入れ”に関する基準(実施基準)を策定するとともに、実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れが円滑に実施されるよう連絡調整を行うもの。また、傷病者の救命率や予後の向上を図るため、救急活動の事後検証や救急救命士等の教育等を行い、医学的観点から救急救命士の救急救命処置等の質の確保を図っている。



## 論点等説明シート

事業名

社会保障分野での情報化・情報連携の推進に関する経費

予算の状況  
(単位:百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
予算額(補正後)	316	299	299	298	
執行額	303	293	102		
執行率	96%	98%	34%		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

社会保障分野で複数の主体が情報を共有、活用するための基盤整備を進めているが、特に医療分野の情報化に係る基盤整備については、さらなる取組の強化が必要とされている。このため、医療機関や薬局等で医療等情報を受け渡しする際のルール等の標準化やネットワーク基盤の整備に向けた調査研究を行う。

「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月閣議決定)等において、地域医療情報連携ネットワークを普及させることが求められているこのため、平成28年度は情報技術の進歩やセキュリティ確保の重要性を踏まえ、標準規格の実装にあたっての検証や医療情報システムの安全管理ガイドラインの改訂等を行う。

## (委託メニュー)

- 医療等分野での情報連携のための通信・認証・許可等に関する技術検証請負業務
- 地域医療情報連携ネットワークの構築状況等調査請負事業
- 地域間で医療情報等を交換するための規格等策定に関する請負業務
- 諸外国における医療分野の番号制度等に関する調査請負事業
- 医療等分野における番号制度の活用等に関する調査研究業務
- 医療等分野におけるネットワーク相互運用の実現に向けた検討請負業務

## (論点)

○調査研究メニューの効率化に伴う事業規模の見直しを行うべきではないか。(事業規模の見直しを行い、効率化を図る)

○検討会等の開催回数を活動指標としているが、指標として適切ではないので、活動指標の見直しを行うべきではないか。(たとえば、事業の成果を測る指標として、調査研究事業で得られた成果物のうち、具体的に民間の規格作成団体で採用され、厚生労働省の標準規格に位置づけられた件数(※1)や地域医療情報連携ネットワークへの厚生労働省標準規格の採択状況(※2)を追加する等)

## (参考)

※1 厚生労働省として採択した件数(累計)

H25 12件、H26 12件、H27 16件

※2 採択状況(全体の地域医療情報連携ネットワーク数のうち、標準規格を採用した地域医療情報連携ネットワーク数の割合)

H24 52%(43/83)、H25 61%(63/104)、H26 66%(89/134)



## 論点等説明シート

事業名	市販後安全対策事業					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	236	254	284	229	
	執行額	220	240	精査中		
	執行率	93%	94%	精査中		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

副作用症例報告に基づく安全対策の評価・検討を行うほか、医療機器の市販直後一定期間の不具合発生状況等に関する調査(定点観測事業)、重篤副作用の遺伝子マーカーの解析、重篤副作用疾患別対応マニュアルの改定、服薬情報と出生児への医薬品の影響の有無に関する情報収集及び検討、催奇形性が問題とされるサリドマイド製剤の個人輸入登録・管理システムの運用、「小児と薬」情報ネットワークの整備・運用など、市販後安全対策に必要な事業を実施する。

## 【実施事業】

## ① 医薬品使用実態調査・安全対策推進事業(平成16年度～)

慢性疾患の治療等に用いる医薬品の医療機関における使用実態を把握するため、年度ごとに調査対象医薬品を選定し、使用量、使用期間及び使用対象患者数に関する情報を分析し、リスクの評価を行う。

## ② 妊娠と薬情報センター事業(平成17年度～)

国立成育医療研究センターに設置した「妊娠と薬情報センター」において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を通じ、服薬情報と出生児への医薬品の影響の有無等に関する情報を収集、蓄積、データベース化し、服薬相談や添付文書の改訂に活用する。

## ③ 市販直後等安全性情報収集事業(平成18年度～)

## (ア) 定点観測実施事業(平成18年度～平成27年度)

安全性確保の観点から重点的な監視を要する医薬品について、市販後の一定期間、特定の臨床現場から、副作用情報や使用状況等の幅広い情報を収集(定点観測)する。

## (イ) 重篤副作用疾患別対応マニュアル改定事業(平成28年度～)

医薬品による副作用の早期発見、早期対応に資するよう、最新の知見の集積や新医薬品の登場により副作用報告の多くなっている領域について医療従事者や患者のための重篤副作用の判別法や治療法を包括的にまとめた「重篤副作用疾患別対応マニュアル」の更新・改訂を行う。

## ④ 医療機器市販直後安全使用情報収集事業(平成20年度～)

新規性が高く国内での治験例数が少ない新医療機器について、市販後の一定期間、特定の臨床現場から、不具合情報や使用状況等の幅広い情報を収集(定点観測)する。

⑤サリドマイド使用登録システム運用事業(平成20年度～)

個人輸入されるサリドマイドについて、「多発性骨髄腫に対するサリドマイドの適正使用ガイドライン」を踏まえたサリドマイドの適正使用を推進し、胎児曝露を防止するため、その使用状況等を一元的に管理し、サリドマイドの厳重かつ適切な安全管理を円滑に行うシステムの運用管理を行う。

⑥重篤副作用遺伝子多型解析推進事業(平成21年度～)

遺伝子多型(バイオマーカー)の違いにより、重篤な副作用の発生率が異なる傾向があること等から、事前に副作用の発現リスクが異なることが分かれば、未然に防ぐことが出来るため、海外における遺伝子多型解析のための重篤副作用の症例集積、分析及び活用に関するノウハウを調査する。

⑦「小児と薬」情報ネットワーク整備事業(平成24年度～)

日本小児総合医療施設協議会の小児医療機関ネットワークを活用し、必要なデータベースの開発を行い、新規ワクチンや新医薬品の小児への投与に関する情報を収集し、又は疫学的手法を用いて調査・分析を行うための、小児用医薬品の安全性情報収集・評価システムを確立する。

また、新規ワクチンの安全性に関する調査をモデル事業として実施し、医薬品の小児投与による安全性評価手法を確立する。

【成果実績】

妊娠と薬情報センター事業の相談件数 平成25年度:2,088、平成26年度:2,205、平成27年度:2,075

サリドマイド安全手帖配布数 平成25年度:209数、平成26年度:110数、平成27年度:集計中

(論点)

○ 医薬品等の環境が大きく変わりつつある中で、現在行っている事業の効果を分析の上、効果の薄い事業を縮減し、優先度の高い事業に振り分けることや、事業の実施方法等の改善を行うことで更なる市販後安全対策に繋げるべきではないか。



## 論点等説明シート

事業名	医療経済実態等調査費					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	186	171	157	146	
	執行額	123	11	118(見込み)		
	執行率	66%	6%	75%		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

医療機関等における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備するため、医療機関等に関する以下の調査を実施する。

- ・病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局に対する施設全体の収支状況を把握するための調査(医療機関等調査)
- ・医療保険の保険者の財政状況の実態を把握するための調査(保険者調査)
- ・病院に対する各診療科ごとの収支状況を把握するための調査(事例調査)
- ・訪問看護ステーションの訪問看護療養費の実態を把握するための調査(訪問看護療養費実態調査)
- ・柔道整復、はり・きゅう、あん摩マッサージ、治療用装具等の療養費の実態を把握するための調査(療養費実態調査)

## (論点)

- ・低調な執行率の改善方法について検討が必要ではないか
- ・調査の委託において1者入札となっている契約があるが、国費の効率的な執行を図るため、そうならないような方策を検討すべきではないか  
(平成23年度、平成25年度、平成27年度医療機関等調査)
- ・有効回答率は現状で問題ないのか。調査結果の信頼性をより向上させるためにも、有効回答率を上昇させる方策を検討する必要があるのではないか

## 【参考】医療機関等調査(平成27年度実施)の有効回答施設数及び有効回答率

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
有効回答施設数及び有効回答率	1,365施設 (52.9%)	1,637施設 (52.6%)	585施設 (51.8%)	911施設 (51.7%)



## 論点等説明シート

事業名	健康増進事業(健康相談等)					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	267	243	403	404	
	執行額	488	455	423		
	執行率	183%	187%	105%		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

国民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療をはかるとともに、住民の健康増進に資することを目的として、市町村は健康増進法第17条の規定に基づく事業を実施しており、国は健康増進法第8条第4項の規定に基づき、都道府県が市町村に補助した経費及び指定都市が実施した事業に要する経費の一部を補助する。

## 【健康増進法第17条の規定に基づく事業】

①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④機能訓練⑤訪問指導

## 【負担割合】

- ・国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
- ・国1/3、政令指定都市2/3

## (論点)

当該事業については、平成20年に健康増進法に位置づけられる以前から老人保健法に基づき昭和57年から同様の事業を継続して実施している事業である。

事業の目的でもある、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を図り、より多くの住民の健康増進に資するため以下の論点を踏まえ、事業の統廃合や重点化など適切な実施内容・実施方法の在り方について見直しを行うべきでないか。

○成果目標の達成に向けて当該事業の有用性がわかりにくいことから、成果がわかりやすい目標を設定し、達成に向けた事業内容を検討すべきではなしか。

○単位当たりコストからほぼ全ての市町村が事業を実施していると推察され、また執行率も良い状況であるが、限られた予算の中で多くのメニューを実施していくのではなく、必要性の高い事業への重点化を図るなど事業内容の見直しや補助対象経費を見直すなど実施方法の改善を図ることで、予算の効率的な執行を行っていくべきではないか。

参考：事業実施自治体数(市町村)

25年度	26年度	27年度
1734	1734	1734



## 論点等説明シート

事業名	農薬等ポジティブリスト制度推進事業				
予算の状況 (単位:百万円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	283	271	272	365
	執行額	288	271	272	
	執行率	102%	100%	100%	

### 事業についての論点等

**(事業の概要)**

ポジティブリスト制度(※)に基づき、国際的な基準や科学的な根拠を踏まえて食品中の農薬等(農薬、飼料添加物及び動物用医薬品)の残留基準値を設定し、効率的な監視が行うことができるよう試験法の開発・改良を行うとともに、食品を介した農薬一日摂取量実態調査等の結果を踏まえ、基準値の見直しを行う。

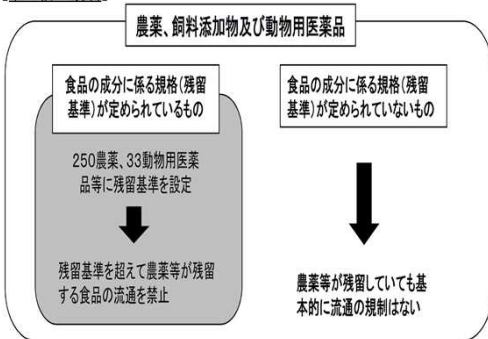
また、残留基準の設定に当たり、従来の慢性影響の指標(一日摂取許容量(ADI))に照らした基準値だけでなく、国際的には、ADIに加えて急性影響の指標である急性参照用量(ARfD)も考慮した基準値が設定されていることから、ARfDを考慮した基準値に見直しを行う。

※食品中の農薬等について、残留基準が設定されていない農薬等が一定量(0.01ppm)を超えて残留する場合に、その流通を原則禁止する制度

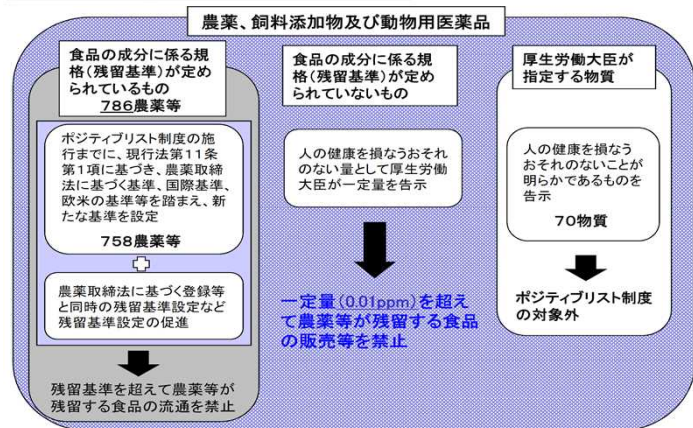
※ポジティブリスト制度施行前に農薬等に残留基準を設定していたもの・・・283品目

ポジティブリスト制度施行にあわせ、又はその後に農薬等に残留基準を設定したものの合計・・・786品目

**【改正前の規制】**



**【改正後の規制】・・・平成18年5月29日施行**



**(論点)**

○基準策定や試験法の開発・検証を速やかに実施する必要があり、そのために予算を効率的に執行するよう、調達方法の改善(複数の試験法の開発・検証を一括調達することや1者応札が減るような仕様書の見直しなど)を図る見直しを更に進めるべきではないか。

○一日摂取量調査は、残留農薬等の基準値の策定や見直しに使用されるものであることから、より多くの残留農薬等を調査対象として検査する必要があるのではないか。

○基準策定を行わなければならない品目数が相当数あり、早急な基準策定が求められることから、策定に係る審査の迅速化を進めるよう、審査体制の強化のため更なる外部委託等を行うべきではないか。



## 論点等説明シート

事業名	雇用労働相談センター事業					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	-	499	498	721	
	執行額	-	110	390		
	執行率	-	22%	78%		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

国家戦略特別区域法に基づき、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、国家戦略特別区域に「雇用労働相談センター」を設置するもの。

同センターにおいては、新規開業直後の企業、グローバル企業等を対象に、雇用ルールを的確に理解し、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、相談その他の援助を行う。

## &lt;設置箇所&gt;

- 福岡市雇用労働相談センター(福岡県福岡市):平成26年11月29日設置
- 関西圏雇用労働相談センター(大阪府大阪市):平成27年1月7日設置
- 東京圏雇用労働相談センター(東京都港区):平成27年1月30日設置
- 新潟市雇用労働相談センター(新潟県新潟市):平成27年10月29日設置
- 愛知県雇用労働相談センター(愛知県名古屋市):平成28年4月25日設置

## &lt;事業内容&gt;

- 社労士等の「雇用労働相談員」による日本の雇用ルール等に関する情報提供、企業及び労働者からの一般的な相談対応。
- 「雇用労働相談員」による企業等の要望に応じた、個別訪問指導。
- 弁護士によるグローバル企業等に対する、英語等での個別具体的な事例に即した相談・助言サービス。
- 弁護士等による「雇用指針」(裁判例を分類・類型化するなどにより作成したもの)等に関するセミナーの開催
- ホームページの運営

## (論点)

- 相談等支援事業、セミナー事業について、事業の成果実績を的確に把握・検証するため、サービスの提供を受けた企業が適切に取組を行っているか調査し、取組の実施率・達成度などを指標にするなど、より定量的な指標を検討するべきではないか。
- 相談等支援事業の稼働率等を検証し、適切な事業規模となっているか検討するべきではないか。また、ニーズの高いメニューに重点を置く等、支援内容の見直しを行うべきではないか。





## 論点等説明シート

事業名	建設労働者確保育成助成金					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	3,797	4,151	5,148	5,046	
	執行額	1,521	4,085	精査中		
	執行率	40%	98%	精査中		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

これまでの長期にわたる建設投資の減少により、建設技能労働者が減少する中、東日本大震災からの復興需要や景気回復、東京五輪の開催等により近年建設投資は増加傾向にあり、人材不足が顕在化している。他方、他産業に比べ高齢化が著しく、新卒者の入職が少なく定着が悪い状況が深刻化している。建設産業が、今後についても社会資本や産業基盤を造成・維持し、国民の安全・安心な生活と財産を守り、我が国の産業の活性化に貢献していくためには、「若年労働者の確保・育成」や「技能継承」が喫緊な課題であり、こうした課題に対応するため、若年者等に魅力ある職場づくりや技能の向上等の取組を行う建設事業主等に対して助成を行う。

【創設年度】平成25年度

【交付先(都道府県労働局経由)】建設事業主、建設事業主団体、職業訓練法人

## 【事業内容】

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| ① 建設技能向上支援              | 3,715,269(3,746,199)千円 |
| ・ 認定職業訓練助成              |                        |
| ・ 技能実習助成                |                        |
| ② 雇用管理改善制度の導入支援         | 95,100(131,300)千円      |
| ・ 登録基幹技能者の処遇向上支援        |                        |
| ③ 若者及び女性に魅力ある職場づくり支援    | 1,025,860(984,860)千円   |
| ・ 建設事業主及び建設事業主団体への助成    |                        |
| ・ 広域的職業訓練実施団体助成         |                        |
| ④ 作業宿舎等の確保への支援          | 210,264(285,148)千円     |
| ・ 被災三県における作業員宿舎等の確保への支援 |                        |
| ・ 女性労働者の就労環境整備への支援      |                        |

## (論点)

○ 現行の助成金の各メニューは、「建設技能向上支援」、「雇用管理改善制度の導入支援」等となっているが、「若年技能労働者の確保・育成」、「技能継承」の更なる推進を図るため、業界ニーズにしっかりと対応したものとなっているか検証を行うべきではないか。

○ また、当該助成金の執行率が98%(26年度)と高水準となっているが、各メニューの効果的な手法の検証を行うべきではないか。



## 論点等説明シート

事業名

認定職業訓練助成事業費

予算の状況  
(単位:百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
予算額(補正後)	825	950	1,251	1,214	
執行額	760	778	904		
執行率	92%	82%	72%		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

認定職業訓練に対する助成は、都道府県が認定職業訓練を行う中小企業事業主、職業訓練法人等に対して運営費、施設費、設備費の助成を行った場合、国がその1/2(訓練実施に要した経費の1/3)を補助する。【間接補助】

※2都道府県以上にまたがって共同訓練を実施する団体等に対しては、広域団体認定訓練助成金として国が1/2(全国団体2/3)を助成。【法定受託事務】

(交付先) 都道府県→認定職業訓練を行う中小企業事業主等

(補助率) 1/2(訓練実施に要した経費の1/3が上限)

(事業実施主体) 中小企業事業主、中小企業事業主の団体、職業訓練法人、都道府県職業能力開発協会、社団法人、労働組合等

## (主な訓練科)

- 建築・土木関係 (とび、配管、建築、土木施工科等)
- 理美容関係 (理容、美容科等)
- 金属・機械加工関係 (溶接、プレス、機械加工、精密加工科等)

## (論点)

○ 職業能力検定等の合格率を成果目標(アウトカム)としているが、事業の効果をより具体的に計るため、定量的な目標設定(たとえば実際の受験者数を成果目標に加えるなど)を行う。

○ 当該事業に係る補助対象訓練科数はほぼ横ばいで推移している一方、補助対象訓練生数については年々減少傾向にあることから、雇用情勢の趨勢も考慮した上で、予算単価や訓練科数の見直しを図ることで、適切な事業規模となっているか改めて検討するべきではないか。

## 【参考】

合格率 ……24年度 25年度 26年度  
80.6% 83.2% 81.5%

補助対象訓練科数 ……24年度 25年度 26年度  
3,776 3,604 3,423

補助対象訓練生数 ……24年度 25年度 26年度  
53,954 51,512 45,604

※合格率とは、助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る)の合格率のことである。



## 論点等説明シート

事業名	生涯を通じた女性の健康支援事業					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	169	214	225	225	
	執行額	116	128	138		
	執行率	69%	60%	61%		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

保健所等における健康教室・講演会等の開催を行う健康教育事業、女性のライフステージに応じた一般的相談を行う「女性健康支援センター事業」、不妊専門相談や不育症専門相談を行う「不妊専門相談センター事業」等を実施。

## 【沿革】平成 8年度 創設

平成17年度 「母子保健医療対策等総合支援事業」として統合補助金化

平成23年度 HTLV-1母子感染対策事業を創設

## 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市(HTLV-1母子感染対策事業は都道府県)

## 【補助率】1/2(都道府県・指定都市・中核市 1/2)

## 【実施事業】

- ①健康教育事業
- ②女性健康支援センター事業
- ③不妊専門相談センター事業
- ④HTLV-1母子感染対策事業

## 【事業実績】

(単位:カ所)

	24年度	25年度	26年度
①健康教育事業	35	42	46
②女性健康支援センター事業	46	45	53
③不妊専門相談センター事業	56	57	57
④HTLV-1母子感染対策事業	27	33	36

## (論点)

○ 本事業のこれまでの事業実績について検証し、今後のあり方について検討するべきではないか。

○ 「少子化危機突破」のための具体的な提案(平成25年5月少子化危機突破タスクフォース)において、全国統一番号の設置や利用者が相談しやすい受付時間の設定などが提案されているが、これらの取組について検証し、今後のあり方について検討するべきではないか。

○ 保健所を中心に展開している他の事業や平成27年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業(市町村事業)との連携・役割分担について検討するべきではないか。



## 論点等説明シート

事業名	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (うちひきこもり対策推進事業)					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	191	243	304	304	
	執行額	191	243	精査中		
	執行率	100%	100%	精査中		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図るため、以下の取組を実施。

## ○ひきこもり地域支援センター設置運営

ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センターを整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談に応じ、適切な助言等を行うとともに、ひきこもりに関する普及啓発等を行う。(実施主体:都道府県、指定都市)

※ 設置か所数:65か所(61自治体)(平成27年度末現在)

・ひきこもり支援コーディネーター 2名以上

※2名のうち専門職を1名以上配置

※専門職…原則、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者

## ○ひきこもりサポーター養成研修

ピアサポート含む「ひきこもりサポーター」を養成、派遣し、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐ。

(実施主体:都道府県又は市区町村)

※ 平成27年度 実施自治体数:19自治体

## (論点)

ひきこもり地域支援センターで実施している事業について、相談支援などの活動状況や人員体制の実態を把握した上で、センターの運営やひきこもりサポーター養成などが効率的に実施されているか検証すべきではないか。





## 論点等説明シート

事業名	ねんきん定期便					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	6,393	6,778	6,283	6,032	
	執行額	6,393	6,778	6,283		
	執行率	100%	100%	100%		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を確保するため、国民年金法及び厚生年金保険法に基づき、被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。

## (参考①)「ねんきん定期便」の法的位置付け

根拠法令:国民年金法14条の5、厚生年金保険法第31条の2

厚生労働大臣は、年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

## (参考②)「ねんきん定期便」により通知する情報等

- ① 年金加入期間
- ② 年金見込額(50歳未満の方は加入実績に応じた年金見込額を、50歳以上の方は「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額を提供)
- ③ 保険料の納付額
- ④ 年金加入履歴
- ⑤ 厚生年金の期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額
- ⑥ 国民年金の期間の月毎の保険料納付状況

※ ④、⑤及び⑥については、節目の年齢(35歳、45歳及び59歳)の方には全期間の状況、その他の年齢の方には直近の1年間の状況をお知らせする。

※ 平成26年度送付件数(実績) 約6,460万件

## (論点)

- ・情報提供は重要だが、インターネット等を活用し、郵送主体の現在の事業を見直すべきではないか。具体的には、ねんきんネットを使った情報提供へ移行を進めるべきではないか
- ・ねんきんネットへの移行を進めるため、ねんきんネットを利用しやすくする方策を考えるべきではないか
- ・郵送の完全廃止は困難かもしれないが、効率化のため郵送物の内容等に過不足がないか検証すべきではないか



## 論点等説明シート

事業名	高齢者権利擁護等推進事業				
予算の状況 (単位:百万円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	117	105	104	105
	執行額	93	86	92	
	執行率	79%	82%	88%	

### 事業についての論点等

#### (事業の概要)

#### ①介護施設・事業所等従事者の権利擁護推進事業

介護施設・事業所等において、高齢者虐待防止の取組みを推進する指導的立場にある者及び介護保険施設に勤務する看護師に対する研修等を実施。

(参考)東京都の研修カリキュラム

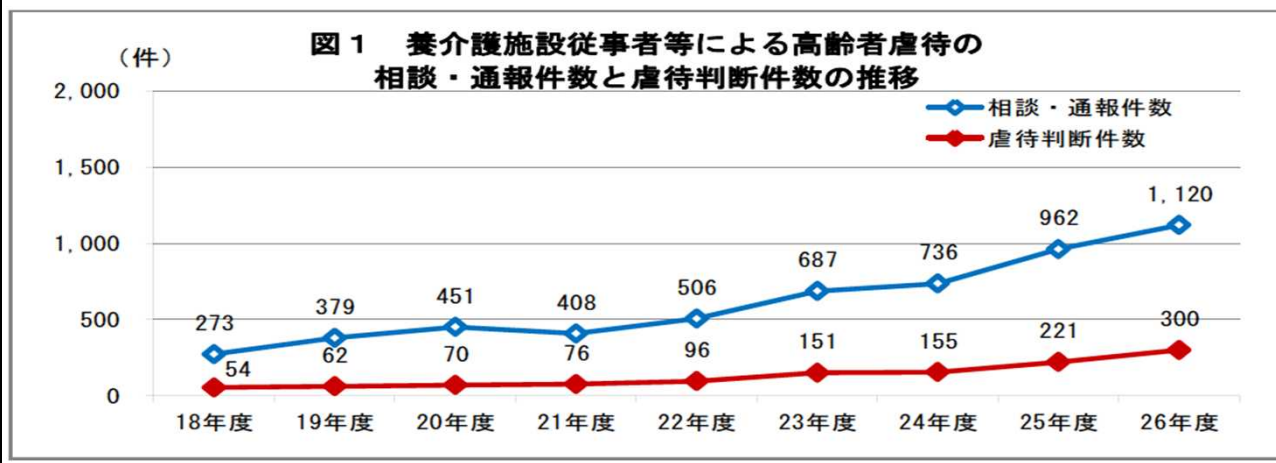
- ・ 高齢者虐待**対応**について区市町村職員・地域包括職員研修
  - － 養護者による高齢者虐待対応研修
    - ・ 基礎研修2日間(1日目300名、2日目80名)×年2回
      - － 演習中心の2日目は区市町村と地域包括のペア受講を推奨、伝達研修を前提としている
    - ・ 応用研修A 2日間 60名(演習をとおしてのスキルアップを目的としたもの)
    - ・ 応用研修B 2日間 60名(区市町村権限行使の実際を学ぶ目的で毎年研修内容を変更)⇒**結局毎年100名以上の受講がある状況**
  - － 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修(2日間、80名)
    - ・ 高齢者虐待防止所管と介護サービス事業者指導所管のペア受講を推奨
- ・ 高齢者虐待の**防止**についての事業者向けの研修
  - ・ 介護サービス事業管理者を対象とするもの(1日間)
    - － 入所系、通所系、訪問系の3種類を300名規模で実施、演習を含む
  - ・ 施設の看護職員を対象とする看護実務者向け研修

#### ②権利擁護相談支援事業

各都道府県内において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関連する専門的相談・支援体制の構築を図るため、専門相談員(弁護士や社会福祉士)を配置した相談窓口を設置するとともに、専門相談員による相談・支援事例の紹介・普及等を行う。

#### (論点)

平成19年度の事業開始以降、枠組みの変更なく事業が実施されており、施設職員の高齢者虐待事件が頻発するような状況において、現行の取組が効果を挙げているか検証し、ニーズを踏まえた事業に見直しを行うなど、重点化・効率化を図るべきではないか。





## 論点等説明シート

事業名	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費交付金					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	7,555	8,183	4,051	3,675	
	執行額	7,555	8,183	4,051		
	執行率	100%	100%	100%		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

医薬基盤・健康・栄養研究所は、医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資する共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、国民の健康の保持及び増進に関する調査、研究、国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図り、もって国民保健の向上に資することを目的としており、以下の6つの事業や、健康増進法に基づく業務について行っている。

- ①基盤的技術の研究及び創薬支援
- ②生物資源に係る研究及び創薬支援
- ③医薬品等の開発振興
- ④国民の健康の保持及び増進に関する調査・研究
- ⑤国民の栄養その他国民の食生活の調査・研究
- ⑥食品についての栄養生理学上の試験

## (法人の概要)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

【創設】平成27年4月1日(下記の法人が統合)

【本部所在地】大阪府茨木市

【職員数(常勤)】107人(平成28年4月1日現在)

## (参考)

独立行政法人医薬基盤研究所

【創設】平成17年4月1日

【本部所在地】大阪府茨木市

【職員数(常勤)】93人(平成26年4月1日現在)

独立行政法人国立健康・栄養研究所

【創設】大正9年「栄養研究所」として創設(平成13年4月 独立行政法人化)

【本部所在地】東京都新宿区

【職員数(常勤)】43人(平成26年4月1日現在)

(論点)

- 総務部門等、法人の統合による組織体制の効率化を更に進めるべきではないか。
- 統合によるシナジー効果を最大限発揮するための共同研究を実施する体制整備を進めるべきではないか。
- 国立健康・栄養研究所の移転については、「政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)」において、平成28年度中を目途に成案を得ることとなっているが、今後の移転を見据えて、これまでの統合効果を検証することにより、その結果を今後の移転の効果に繋げるべきではないか。